証券コード　７６９１
（発送日）2026年６月11日
（電子提供措置開始日）2026年６月５日

株主各位

東京都港区南青山七丁目１番５号
Ｃ　Ｃｈａｎｎｅｌ株式会社
代表取締役社長　森　川　　亮

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト： https://www.corp.cchan.tv/

（メニューより「IR INFORMATION」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

敬具

　なお、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使書に賛否をご表示のうえ、2026年６月25日（木曜日）午後７時までに到着するようご返送ください。書面により議決権を行使された場合において、議案に対する賛否の表示がないときは、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

記

１．日　　時　2026年６月26日（金曜日）　午前11時

２．場　　所　東京都港区南青山七丁目１番５号 コラム南青山７階
当社本店オフィス

３．目的事項

報告事項　第12期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等決定の件
第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

※ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にてご提出願います。
※ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.corp.cchan.tv/）
において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、物価上昇の継続や中国経済の先行き懸念やウクライナ・中東等の地政学的リスク、米国関税の政策運営等、わが国経済を取り巻く世界情勢は依然として予断を許さない状況となっております。

また、当社が所属しておりますインターネット広告市場は、前年比110.8％の4兆459億円（株式会社電通「2025年　日本の広告費」）となり、継続的に成長を続けております。

このような経営環境のもと、当社は「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「インフルエンサー事業」及び「海外事業」の２つの基幹事業の成長継続、収益構造の改善などに取り組んでまいりました。その中で、既存サービスに加え、企業とインフルエンサーを結びつける「Lemon Square」のサービス展開を拡大させることで、さらなる成長に注力してまいりました。

当事業年度の売上高につきましては、1,853,940千円（前事業年度比10.1％増）、営業利益は5,265千円（前事業年度は営業損失54,093千円）、経常損失は23,042千円（前事業年度は経常損失79,026千円）、当期純損失は22,618千円（前事業年度は当期純利益75,183千円）となりました。

当事業年度より、従来「メディア事業」としていた名称を「インフルエンサー事業」に変更しております。当該変更は名称の変更のみであり、事業別売上高に与える影響はありません。

事業別売上高

事業区分	第11期（2025年３月期）（前事業年度）		第12期（2026年３月期）（当事業年度）		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
インフルエンサー事業	1,450,020千円	86.1%	1,555,982千円	83.9%	105,962千円	7.3%
海外事業	234,279	13.9	297,957	16.1	63,678	27.2
合計	1,684,299	100.0	1,853,940	100.0	169,640	10.1

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
当事業年度の資金調達の状況について、第三者割当による新株式発行より369百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (2023年３月期)	第 10 期 (2024年３月期)	第 11 期 (2025年３月期)	第 12 期 (当事業年度) (2026年３月期)
売上高 (千円)	1,710,009	1,560,286	1,684,299	1,853,940
経常損失（△）(千円)	△234,780	△188,877	△79,026	△23,042
当期純利益又は当期純損失（△）(千円)	△903,874	△234,033	75,183	△22,618
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	△31.47	△8.15	2.62	△0.78
総資産 (千円)	1,062,316	908,035	878,606	1,253,715
純資産 (千円)	291,264	52,981	124,414	469,282
1株当たり純資産額 (円)	9.69	1.54	4.16	15.02

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA	23.5億ルピア	59.5	インドネシアにおける当社事業の展開
上海露倩網絡信息有限公司	830,000USドル	100.0	中国におけるｅコマース事業及び広告事業の展開

⑷ 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

① 知名度の向上

当社は、当社が運営する『Lemon Square』の飛躍的な成長にとって、知名度の向上が必要であると考えております。当社では、今後効率的かつ積極的な広報活動を推進することにより、サービス並びに当社自体の認知度向上を継続的に目指していく方針です。

② 海外事業展開

当社は第３期にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAを買収し、第４期に中国に現地法人を立ち上げました。当社の成長を加速させる上で、海外における事業展開は必須であり、今後日本でのノウハウを生かしながらも、中国では越境EC、インドネシアでは『Lemon Square』を中心に、現地の環境、文化、ニーズに柔軟に対応して発展させ、海外におけるC CHANNEL事業の成功モデルを確立していくことが課題であります。

③ システムセキュリティ管理体制

当社の展開する事業は、アプリケーションやウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であります。今後も市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

④ 投稿審査体制の整備・強化

一般ユーザーが投稿した動画につきましては、掲載後に速やかに審査を行い、内容やコメント等に問題があれば、適宜削除を実施しております。今後も中立な立場でユーザーにとってより有

意義な情報を提供し続けられるよう投稿審査体制の整備、強化、見直しを行っていく方針であります。

⑤　経営基盤の強化

環境変化へ迅速に対応するために、権限と責任を明確化した経営が重要であると認識しております。最適な組織体制により、経営の効率化・迅速化を図ってまいります。また、今後当社グループの事業がグローバルに拡大していく中で、グループを横断した内部統制の整備、向上が必要不可欠と考えております。コーポレート・ガバナンスにも積極的に取り組むことで強固な経営基盤の構築を進めてまいります。

⑸　主要な事業内容（2026年３月31日現在）

事業区分	事業内容
インフルエンサー事業	ネイティブ動画広告・イベント開催・動画作成などの「インフルエンサーマーケティング」及び「Lemon Square」の運営を行っております。
海外事業	インフルエンサー事業とｅコマース事業で展開する各種サービスを海外向けに展開を行っております。

（注）当社グループの報告セグメントは、従来「メディア事業」としていた報告セグメントの名称を「インフルエンサー事業」に変更しております。

⑹　主要な事業所（2026年３月31日現在）

本社	東京都港区

⑺　使用人の状況（2026年３月31日現在）

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
インフルエンサー事業	40　(31) 名	８名増　(３名増)
全社（共通）	12　(12)	３名減　(２名増)
合計	52　(43)	５名増　(５名増)

（注）１．使用人数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の（　）は臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む）は年間の平均人員を外数で記載しております。

２．全社（共通）として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年３月31日現在）

借入先	借入金の種類	借入残高（千円）
株式会社日本政策金融公庫	長期借入金	279,680
さわやか信用金庫	長期借入金	89,992
株式会社マイナビブリッジ	短期借入金	85,911
株式会社きらぼし銀行	長期借入金	37,332

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 100,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 31,078,600株

⑶ **株主数** 42名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ソフトバンク株式会社	8,325,000株	26.79%
森川亮	6,300,000	20.27
ジャフコＳＶ４共有投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ジャフコグループ株式会社	2,550,000	8.21
株式会社Ｒａｉｎｍａｋｅｒｓ	1,401,200	4.51
三枝孝臣	1,349,000	4.34
トランス・コスモス株式会社	1,340,000	4.31
ＬＣ Ｆｕｎｄ ＶＩＩ，Ｌ．Ｐ．	990,000	3.19
Ｙａｔｓｅｎ Ｂｅａｕｔｙ Ｊａｐａｎ株式会社	955,400	3.07
ユナイテッド株式会社	660,000	2.12
Ｂ Ｄａｓｈ Ｆｕｎｄ２号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 Ｂ Ｄａｓｈ Ｖｅｎｔｕｒｅｓ株式会社	640,000	2.06

（注）１．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

２．上記大株主の状況に記載の当社代表取締役社長森川亮の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社のONE STEP株式会社が保有する株式数6,100,000株（19.63%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

３．上記大株主の状況に記載の三枝孝臣の所有株式数は、本人が株式を保有する資産管理会社の株式会社ＩＷＡＩが保有する株式数1,000,000株（3.22%）を含めた実質所有株式数を記載しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第４回新株予約権	第１０回新株予約権
発行決議日		2016年６月22日	2018年３月27日
新株予約権の数		10個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権１個につき 1,000株)	普通株式 10,000株 (新株予約権１個につき 1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 428,000円 (１株当たり 428円)	新株予約権１個当たり 659,000円 (１株当たり 659円)
権利行使期間		2019年７月１日から 2026年５月31日まで	2020年４月１日から 2027年３月31日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 2
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 10個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 １名

(注) １．社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。

２．新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

（１）新株予約権の割当てを受けた者（事業協力者を除く）は、新株予約権行使時においても当社又は当社子会社の役員、従業員の地位にあることを要する。また、新株予約権の一部行使はできない。

（２）また、以下の場合は権利を喪失するものとする。

①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②新株予約権者が書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

③新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の条項に違背した場合

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（2026年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森　川　　亮	ONE STEP株式会社　代表取締役 エム管理株式会社　代表取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　代表取締役 合同会社NEXT FUTURE　代表社員 上海露倩網絡信息有限公司　総経理CEO・董事長・法定代表人 上海露倩广告有限公司　総経理CEO・執行董事・法定代表人
取締役	丹　羽　　歩	PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　監査役
取締役	遠　藤　禎　士	上海露倩網絡信息有限公司　監事 上海露倩广告有限公司　監事
取締役	豊　永　牧　人	PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　取締役
取締役	上　村　　穣	BOLDLY株式会社　取締役 Cinarra Systems,Inc.　Director Cinarra Systems Japan株式会社　取締役 株式会社オファーズ　取締役 日本コンピュータービジョン株式会社　取締役 WWJ株式会社　取締役 ソフトバンク株式会社　CFO補佐 SynapSpark株式会社　取締役 SBエンジニアリング株式会社　取締役 DiDiモビリティジャパン株式会社　取締役 SB OAI Japan合同会社　CFO
取締役	朴　　焌　成	Legend Capital Management Co., Ltd.　Co-CIO.
取締役	三　神　正　樹	なし

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	小田玄紀	株式会社ビットポイントジャパン　代表取締役社長 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役 一般社団法人日本暗号資産取引業協会　代表理事 SBI Ripple Asia株式会社　取締役 SBI R3 Japan株式会社　取締役 SBIクリプトアセットホールディングス株式会社　代表取締役副会長 JSMCホールディングス株式会社　取締役 B2C2 LTD　取締役
取締役	角田耕一	株式会社INFORICH　取締役
常勤監査役	石井龍夫	なし
監査役	上野亨	株式会社うえる　代表取締役 株式会社SFIDA X　取締役 株式会社Payment Technology　代表取締役 株式会社ラフール 取締役 ベース株式会社　取締役 株式会社フォーシス アンド カンパニー 取締役 tocotoco株式会社　取締役
監査役	椎名茂	株式会社ミクニ　取締役 株式会社ホットリンク　取締役 株式会社TAKARA & COMPANY　取締役 マーヴェリック株式会社　代表取締役

（注）１．取締役上村穣氏、取締役朴焌成氏、取締役三神正樹氏、取締役小田玄紀氏及び取締役角田耕一氏は、社外取締役であります。
２．監査役石井龍夫氏、監査役上野亨氏及び監査役椎名茂氏は、社外監査役であります。
３．取締役の任期は、2025年６月20日開催の定時株主総会終結の時から選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．監査役の任期は、2023年６月23日開催の定時株主総会終結の時から選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．取締役遠藤禎士氏は、2026年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役の上村穣氏、朴焌成氏、三神正樹氏、小田玄紀氏及び角田耕一氏並びに監査役の石井龍夫氏、上野亨氏及び椎名茂氏との間で、会社法第427条第１項に規定する責任限定契約を締結しており、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対して損害賠償責任を負うこととしております。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社取締役及び当社監査役の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

⑷ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （3）	56,487千円 (10,800)
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	10,800 (10,800)
合計 （うち社外役員）	10 （6）	67,287 (21,600)

（注）1．上表には、2026年3月31日をもって辞任した取締役１名を含んでいます。また、無報酬の取締役３名（うち社外取締役３名）が除かれております。

2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第6回定時株主総会において、年間総額2億2千万円以内（うち社外取締役分は年間総額2千万円以内）と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含んでおりません。また、取締役に対して、年間総額１億円以内（うち社外取締役分は年間総額１千万円以内）の範囲でストック・オプションとしての新株予約権を無償で割り当てると決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。

4．監査役の報酬限度額は、2018年６月29日開催の第４回定時株主総会において、年間総額５千万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名であります。

5．当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

6．取締役会は、代表取締役社長森川亮に対し各取締役会の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役上村穣氏は、BOLDLY株式会社、Cinarra Systems,Inc.、株式会社オファーズ、日本コンピュータービジョン株式会社、WWJ株式会社、SynapSpark株式会社、SBエンジニアリング株式会社及びDiDiモビリティジャパン株式会社の取締役、SB OAI Japan合同会社のCFO、ソフトバンク株式会社のCFO補佐であります。ソフトバンク株式会社は当社の大株主であります。当社とその他の各兼務先との間には特別の関係はありません。

・取締役朴煖成氏は、Legend Capital Management Co., Ltd.のCo-CIO.であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役小田玄紀氏は、SBIクリプトアセットホールディングス株式会社の代表取締役副会長、有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション及び株式会社ビットポイントジャパンの代表取締役社長、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の代表理事、SBI Ripple Asia株式会社、SBI R3 Japan株式会社、JSMCホールディングス株式会社及びB2C2 LTDの取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役角田耕一氏は、株式会社INFORICHの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役上野亨氏は、株式会社うえる及び株式会社Payment Technologyの代表取締役、株式会社SFIDA X、株式会社ラフール、ベース株式会社、株式会社フォーシス アンド カンパニー及びtocotoco株式会社の取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役椎名茂氏は、株式会社ミクニ、株式会社ホットリンク及び株式会社TAKARA & COMPANYの取締役、マーヴェリック株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上　村　　穣	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営者・投資家の見地から、当社の経営戦略における監督機能を主導しております。
取締役 朴　　焌　成	当事業年度に開催された取締役会20回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、経営者・投資家の見地から、中国市場に関する情報提供や当社の中国事業に対する助言・提言を行っております。
取締役 三　神　正　樹	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、デジタルマーケティングに関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、マーケティング戦略等の観点から適宜助言を行うなど社外取締役として期待される役割・責務を十分に発揮しております。
取締役 小　田　玄　紀	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 また、事業再生に関する豊富な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見において、助言・指導を行っております。
取締役 角　田　耕　一	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。出席した取締役会において、金融業界及び企業財務における経験・知見に基づき、当社グループの経営に関して適宜助言・指導を行うなど社外取締役として期待される役割・責務を十分に発揮しております。

	出席状況及び発言状況
監査役 石　井　龍　夫	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。常勤監査役として取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 上　野　　亨	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会14回の全てに出席いたしました。様々な企業での顧問就任やコンサルティングにおける豊富な経験に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。
監査役 椎　名　　茂	当事業年度に開催された取締役会20回のうち17回及び監査役会14回のうち12回に出席いたしました。経営コンサルタント及びグローバル企業における経営者としての豊富な経験やM＆Ａや情報技術に関する幅広い知見に基づき、取締役会の妥当性、適正性の助言、提言を行っております。また、監査役会において、監査意見の形成のための必要な発言を適宜行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　PwC Japan有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に準じた監査（株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査）の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

⑷ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴ 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、経営理念に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

（2）取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

（3）取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を遂行する。

（4）「コンプライアンス規程」その他社内規則に基づき、法令順守の意識のもと、適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には「就業規則」に則り適正に処分する。

（5）業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査等の実施により確認する。

（6）業務執行の適正を確保するために、反社会的勢力及び団体等からの不当な要求には法的対応を行うとともに、反社会的勢力及び団体への資金提供は絶対に行わない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当社の取締役は、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、株主総会議事録、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書（電磁的媒体によるものを含む）を、適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。

（2）当社は、パソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を策定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。

（2）コンプライアンスリスク、情報システムリスク、信用リスクその他様々なリスクに対処するため、各種の社内規程・マニュアルの整備及び見直しを行う。

（3）不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害の拡大を防止し、これを最小限に留めるための体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）当社の取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時に開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行う。

（2）業務執行に関する責任者及びその責任範囲、手続きの詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規則に定めるところによる。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社グループの事業運営を実施するものとし、主要な子会社及び関係会社に対する適切な経営管理を行うとともに、必要に応じて指導・支援・モニタリングを行う。

（2）「リスク・コンプライアンス規程」その他関連規程・規則に基づき、当社グループにおける業務活動が法令順守の意識のもと行われる体制とする。

（3）子会社の管理は、経営企画部が行うものとし、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役、監査役又は使用人が兼任するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の職務執行を監査する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

（1）監査役が必要とした場合、監査役と協議の上、監査役の職務を補助する使用人を合理的な範囲で配置するものとする。

（2）当該使用人の任命、異動、評価、懲戒、賃金等の改定に関しては、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保するものである。

（3）当該使用人は、その職務にあたっては、監査役の指示にのみ従うものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

（1）取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務又は業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に都度報告する。なお、監査役は、いつでも必要に応じて取締役及びその他使用人に対して報告を求めることができる。

（2）取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるようにする。

（3）上記（1）及び（2）の報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならないことを規定し、その旨の周知徹底を行う。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）監査役は、内部監査と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

（2）監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監査人等に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。

（3）監査役が職務を執行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は所定の手続きに従い、これに応じるものとする。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

2．コンプライアンス

当社は、当社及び子会社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。

3．リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会において、リスク管理項目と担当部門を設定し、当該リスクの管理状況の確認と情報共有を行っております。

4．内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

7．会社の支配に関する基本方針

記載すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,008,683**	**流動負債**	**425,107**
現金及び預金	491,556	買掛金	89,222
売掛金	405,842	未払金	59,926
商品	59,896	短期借入金	85,911
仕掛品	11,013	1年以内返済予定の長期借入金	78,972
前払費用	18,819	1年以内償還予定の社債	49,900
その他	21,655	未払費用	1,222
貸倒引当金	△99	未払法人税等	3,294
固定資産	**245,031**	前受金	28,230
有形固定資産	**28,266**	預り金	18,852
建物	28,266	その他	9,574
工具、器具及び備品	0	**固定負債**	**359,325**
無形固定資産	**124,906**	社債	7,000
ソフトウエア	124,906	長期借入金	328,032
投資その他の資産	**91,858**	繰延税金負債	4,812
関係会社株式	0	資産除去債務	18,639
出資金	100	その他	841
関係会社長期貸付金	165,549	**負債合計**	**784,432**
その他	78,969	(純資産の部)	
貸倒引当金	△152,759	**株主資本**	**466,782**
資産合計	**1,253,715**	資本金	10,000
		資本剰余金	2,329,734
		資本準備金	2,329,734
		利益剰余金	△1,872,952
		その他利益剰余金	△1,872,952
		繰越利益剰余金	△1,872,952
		新株予約権	2,500
		純資産合計	**469,282**
		負債純資産合計	**1,253,715**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,853,940**
売上原価		**855,427**
売上総利益		**998,512**
販売費及び一般管理費		**993,247**
営業利益		**5,265**
営業外収益		
受取利息	1,193	
為替差益	7,681	
受取配当金	2	
業務受託料	12,973	
その他	186	**22,037**
営業外費用		
支払利息	14,372	
貸倒引当金繰入額	30,322	
支払手数料	4,132	
その他	1,518	**50,345**
経常損失		**23,042**
特別利益		
新株予約権戻入益	2,500	**2,500**
税引前当期純損失		**20,542**
法人税、住民税及び事業税	2,499	
法人税等調整額	△424	**2,075**
当期純損失		**22,618**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	**10,000**	**1,959,748**	**1,959,748**	**△1,850,333**	**△1,850,333**	**119,414**	**5,000**	**124,414**
当期変動額								
新株の発行	184,993	184,993	184,993	－	－	369,986	－	369,986
当期純損失	－	－	－	△22,618	△22,618	△22,618	－	△22,618
資本金から剰余金への振替	△184,993	184,993	184,993	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	△2,500	△2,500
当期変動額合計	**－**	**369,986**	**369,986**	**△22,618**	**△22,618**	**347,368**	**△2,500**	**344,868**
当期末残高	**10,000**	**2,329,734**	**2,329,734**	**△1,872,952**	**△1,872,952**	**466,782**	**2,500**	**469,282**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② 棚卸資産

・商品　　月別総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　15年
工具器具備品　　３年～15年

② 無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶ 引当金の計上基準

・ 貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷ 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当事業年度より、従来「メディア事業」としていた名称を「インフルエンサー事業」に変更しております。

① インフルエンサー事業

インフルエンサー事業については、主に広告サービス、インフルエンサーマーケティングサービスであります。

主な履行義務は、顧客からの依頼に基づいて広告動画を作成し、メディアへ出稿することであります。

広告サービスに関しては、主にメディアへの出稿や動画等の納品がなされた時点で、インフルエンサーマーケティングサービスに関しては、主にインフルエンサーのメディアへの投稿により、当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益及び費用を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。

なお、通常の支払期限は納品後又は投稿後２か月以内です。

② 海外事業

海外事業については、主に中国における越境EC等であります。顧客との契約に基づき約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当該事業は、代理人としての性質が強いと判断されるものを除き収益及び費用を総額表示しております。売上時に顧客にポイントが付与される場合は別個の履行義務として認識し、追加的な財又はサービスが顧客に移転した時点、又はその行使期限が終了した時点で収益を認識しております。

なお、通常の支払期限は顧客に財又はサービスが移転した時点から２か月以内です。

⑸ その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

２．会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

３．表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

４．会計上の見積りに関する注記

(PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAに対する債権の貸倒見積高の算定)

⑴ 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金　　133,290千円

⑵ 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は関係会社に対して資金融資を行っており、当事業年度末時点において貸借対照表にPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAに対する長期貸付金が111,074千円計上されている他、長期未収入金が38,962千円計上されています。

当社は同社の業績回復が進み、債務超過額は縮小傾向にあるものの、当事業年度末において債務超過の解消には至っていないことから、同社に対する債権を貸倒懸念債権に区分し、財務内容評価法に基づき同社の財務状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定し、当事業年度末において貸倒引当金133,290千円を計上しています。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

財務内容評価法に基づくPT CCHANNEL MEDIA INDONESIAに対する債権の貸倒見積高の算定に際しては、同社の債務超過の程度の他、将来の売上高や利益の見積りなどの仮定に基づく同社の将来の事業計画を踏まえて、支払い能力を総合的に判断することにより、貸倒見積高を算定しています。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積り及び仮定について、将来の予測不能な市場環境の変化等により見直しが必要になった場

合、翌事業年度以降の財務諸表において貸倒引当金の繰入れまたは戻入れが発生する可能性があります。

5．貸借対照表に関する注記

⑴有形固定資産の減価償却累計額　9,626千円

⑵関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）は次のとおりであります。

①	短期金銭債権	2,674千円
②	長期金銭債権	38,962千円
③	短期金銭債務	5,605千円
④	長期金銭債務	841千円

6．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
仕入高	27,760千円
販売費及び一般管理費	57,547千円
営業取引以外の取引高	13,682千円

7．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　31,078,600株

⑵当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　－株

⑶当該事業年度の末日における当該株式会社が発行している新株予約権（行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数

普通株式　454,000株

8．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金の安全性の高い金融

資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

貸付金は、その未回収分につき、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが３か月以内の支払期日であります。

未払法人税等は法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、全て１年以内に納付期日が到来します。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての債権債務について、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、定期的に把握し、管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署の報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性を維持するなど流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 関係会社長期貸付金	165,549		
貸倒引当金（※２）	△94,327		
資産計	71,221	71,221	－
⑴ 社債（※３）	56,900	56,656	△243
⑵ 長期借入金（※４）	407,004	400,287	△6,716
負債計	463,904	456,943	△6,960

（※１）現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金及び未払法人税等は、短期で

決済されるものであるため、時価は簿価と近似していることから、記載を省略しております。
（※２）関係会社長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。
（※３）１年内償還予定の社債を含めております。
（※４）１年内返済予定の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項
負債
⑴社債
社債の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
⑵長期借入金
長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（注）２．市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
関係会社株式	0

９．税効果会計に関する注記
繰延税金負債の発生の主な原因は資産除去債務に対する固定資産であります。

10．関連当事者との取引に関する注記
①子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA	所有直接 59.5%	営業取引 資金の貸付 役員の兼任	業務の委託（注１・注２）	10,800	長期未収入金	38,962
				資金の貸付（注２・注３）	20,000	１年内回収予定の関係会社貸付金	2,121
						関係会社長期貸付金	108,952
子会社	上海露倩網絡信息有限公司	所有直接 100%	EC運営委託 役員の兼任	業務の委託（注１）	85,308	未払金	5,605
				資金の貸付（注４）	－	関係会社長期貸付金	56,596

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務の委託については双方の合意に基づく価格により決定しております。

（注２）PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAへの長期未収入金及び関係会社長期貸付金に対し、133,290千円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において30,322千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

（注３）PT CCHANNEL MEDIA INDONESIAへの資金の貸付について、担保は受け入れておりません。

（注４）上海露倩網絡信息有限公司への資金の貸付について、担保は受け入れておりません。

②役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員 個人主要株主	森　川　亮	（被所有） 20.19%	当社代表取締役	債務被保証	当社金融機関借入に対する債務被保証（注）	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）当社は金融機関借入100,000千円（当初借入額）に対して、主要株主及び代表取締役社長である森川亮より債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。

11．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　15円02銭

⑵　１株当たりの当期純損失　△0円78銭

12．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「⑷　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

13．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年５月26日

C Channel株式会社
　取締役会　御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浦　上　卓　也

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　下　大　輔

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、C Channel株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法にて監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月26日

C Channel株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　石　井　龍　夫　㊞

非常勤監査役（社外監査役）　上　野　　亨　㊞

非常勤監査役（社外監査役）　椎　名　　茂　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) 当社は、コーポレート･ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものといたします。

(2) 迅速な意思決定及び業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。

(3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により実施可能となるよう剰余金配当等の決定機関の規定を新設するとともに、剰余金の配当の基準日に関する規定を変更いたします。

(4) 上記の他、条文内容に変更を加えない範囲で、表記・体裁の整備を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第５条～第18条　＜省略＞	第５条～第18条　＜現行どおり＞

現行定款	変更案
第19条（取締役の員数） 当会社の取締役は、15名以内とする。	第19条（取締役の員数） 1　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。
＜新設＞	2　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
第20条（選任方法） 1　取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第20条（取締役の選任） 1　取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2　＜省略＞	2　＜現行どおり＞
＜新設＞	3　当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
＜新設＞	4　前項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
第21条（取締役の任期） 1　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（取締役の任期） 1　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
2　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
第22条（代表取締役及び役付取締役） 1　取締役会は、取締役の中からその決議によって代表取締役1名を定める。	第22条（代表取締役及び役付取締役） 1　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議によって代表取締役1名を定める。
2　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第23条　＜省略＞	第23条　＜現行どおり＞
第24条（取締役会の招集通知） 1　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 1　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第25条（取締役会の決議要件） 1　＜省略＞ 2　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。	第25条（取締役会の決議要件） 1　　＜現行どおり＞ 2　取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。
第26条（取締役会議事録） 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。	第26条（取締役会議事録） 取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。
第27条　＜省略＞	第27条　＜現行どおり＞
第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第29条～第30条　＜省略＞	第29条～第30条　＜現行どおり＞
＜新設＞	第31条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
第５章　監査役及び監査役会	＜削除＞
第31条（監査役の員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	＜削除＞
第32条（監査役の選任） １　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。	＜削除＞
第33条（監査役の任期） １　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。	＜削除＞

現行定款	変更案
第34条（常勤の監査役） 　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
第35条（監査役会の招集通知） １　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
第36条（監査役会の決議の方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	＜削除＞
第37条（監査役会の議事録） 　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	＜削除＞
第38条（監査役会規程） 　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	＜削除＞
第39条（報酬等） 　監査役の報酬等は、株主総会によって定める。	＜削除＞

現行定款	変更案
第40条（監査役の責任免除） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。	＜削除＞
第41条（監査役との責任限定契約） 　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。	＜削除＞
＜新設＞	第５章　監査等委員会
＜新設＞	第32条（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。
＜新設＞	第33条（監査等委員会の招集通知） １　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
＜新設＞	第34条（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第42条～第43条　　＜省略＞	第35条～第36条　＜現行どおり＞
第44条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第37条（会計監査人の報酬等） 　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算	第７章　計算
第45条　＜省略＞	第38条　＜現行どおり＞
＜新設＞	第39条（剰余金の配当等の決定機関） 　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
第46条（剰余金の配当の基準日） １　　＜省略＞	第40条（剰余金の配当の基準日） １　　＜現行どおり＞
＜新設＞	２　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	３　前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現行定款	変更案
第47条（中間配当） 　当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。	＜削除＞
第48条　＜省略＞	第41条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（附則）
＜新設＞	第１条（監査役の責任免除に関する経過措置） 　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
＜新設＞	第２条（監査役の責任限定契約に関する経過措置） 　第12回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の機関設計が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、また、それに伴い取締役全員が任期満了となります。

つきましては、第１号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）５名の選任をお願いするものであります。なお、本議案は第１号議案の定款変更の効力発生を条件として効力が生じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	もりかわ　あきら 森　川　　亮 （1967年１月13日生） 所有する当社の株式数 6,300,000株	1989年４月　日本テレビ放送網株式会社（現 日本テレビホールディングス株式会社）入社 2000年２月　ソニー株式会社（現 ソニーグループ株式会社）入社 2003年５月　ハンゲームジャパン株式会社（現 Aホールディングス株式会社）入社 2007年10月　ネイバージャパン株式会社（現 Aホールディングス株式会社）代表取締役 2014年５月　ONE STEP株式会社　代表取締役（現任） 2014年７月　当社　代表取締役社長（現任） 2015年４月　株式会社マネーフォワード　取締役 2015年４月　株式会社ネオキャリア　取締役 2015年４月　ナイル株式会社　取締役 2015年４月　トークノート株式会社（現 Talknote株式会社）取締役 2015年４月　株式会社ネクスト（現 株式会社LIFULL）取締役 2015年４月　株式会社AWSホールディングス（現 株式会社ubicomホールディングス）取締役 2015年４月　アイエント株式会社　取締役 2015年４月　Rodeo Interactive株式会社　取締役 2015年４月　株式会社UXF（現 株式会社THE CROSS）取締役 2015年４月　Sansan株式会社　取締役 2016年１月　スカイランドベンチャーズ株式会社　取締役 2016年４月　株式会社ストライプインターナショナル　取締役 2016年11月　PT Media Makmur（現 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA）代表取締役（現任） 2017年７月　株式会社マキシム　取締役 2017年７月　C Channel Korea Company Ltd.　取締役 2017年９月　mysta株式会社　取締役 2017年12月　C Channel Taiwan Corporation　董事 2018年３月　C Channel（Thailand）Co.,Ltd.　取締役 2018年７月　上海露倩網絡信息有限公司　董事 2020年２月　ネクストフューチャー合同会社（現 合同会社NEXT FUTURE）代表社員（現任） 2021年５月　上海露倩網絡信息有限公司　総経理CEO・董事長・法定代表人（現任） 2021年５月　上海露倩広告有限公司　総経理CEO・執行董事・法定代表人（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
		＜取締役候補者とした理由＞ 森川亮氏を取締役候補者とした理由は、LINE株式会社（現 Aホールディングス株式会社）の代表取締役社長として蓄積した知見を有し、また、当社の創業者・代表取締役社長として現在も当社及び当社グループの総括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社グループの経営に生かすためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ ONE STEP株式会社　代表取締役 PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　代表取締役 合同会社NEXT FUTURE　代表社員 上海露倩網絡信息有限公司　総経理CEO・董事長・法定代表人 上海露倩广告有限公司　総経理CEO・執行董事・法定代表人
2	にわ　あゆむ 丹羽　歩 (1983年1月30日生) 所有する当社の株式数 －株	2006年４月　株式会社オールアバウト　入社 2010年２月　株式会社ユーキャン　入社 2013年９月　株式会社リッチメディア　入社 2018年８月　当社　入社 当社　執行役員　C CHANNEL事業本部長兼インフルエンサー部長兼メディア運営部長 2020年１月　株式会社マキシム　取締役 2020年６月　当社　取締役 2022年３月　PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　取締役 2024年４月　PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　監査役（現任） 2026年４月　当社　取締役COO（現任） 上海露倩網絡信息有限公司　監事（現任） 上海露倩广告有限公司　監事（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 丹羽歩氏を取締役候補者とした理由は、同氏のメディア事業・インフルエンサー事業の責任者として蓄積してきた知識・経験を当社の経営における適正な意思決定に生かすことが期待できるためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　監査役 上海露倩網絡信息有限公司　監事 上海露倩广告有限公司　監事
3	とよながまきと 豊永牧人 (1990年11月14日生) 所有する当社の株式数 －株	2013年４月　株式会社JTBコーポレートセールス（現 株式会社JTB）入社 2013年10月　Morgan McKinley株式会社　入社 2015年４月　エンワールド・ジャパン株式会社　入社 2019年６月　株式会社エス・エム・エス　入社 2024年３月　当社　入社 2024年４月　PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　取締役（現任） 2025年６月　当社　取締役（現任） ＜取締役候補者とした理由＞ 豊永牧人氏を取締役候補者とした理由は、同氏が海外での事業展開・新規クライアント獲得において多大な実績を上げてきた経験・能力を今後の重要な経営判断に生かすためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ PT CCHANNEL MEDIA INDONESIA　取締役（現任）

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
4	うえむら　ゆたか 上　村　　穣 (1966年3月13日生) 所有する当社の株式数 －株	1988年４月　株式会社アイアンドエス（現 株式会社アイアンドエス・ビービーディオー）入社 1998年11月　ライコスジャパン株式会社　入社 2001年２月　ピクチャーIQジャパン株式会社　入社 2003年10月　日本テレコム株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社 2016年４月　SBドライブ株式会社（現 BOLDLY株式会社）取締役（現任） 2018年３月　ソフトバンク株式会社　経営企画本部長　本部長 2020年３月　Cinarra Systems,Inc.　Director（現任） 2020年４月　株式会社オファーズ　取締役（現任） 2021年３月　Aホールディングス株式会社　管理部長（現任） 2021年３月　ソフトバンク株式会社　執行役員　経営企画本部　本部長 2021年４月　日本コンピュータービジョン株式会社　取締役（現任） 2024年３月　WWJ株式会社　取締役（現任） 2025年４月　ソフトバンク株式会社　CFO補佐（現任） 2025年５月　Cinarra Systems Japan株式会社　取締役（現任） 2025年５月　SynapSpark株式会社　取締役（現任） 2025年６月　SBエンジニアリング株式会社　取締役（現任） 2025年６月　DiDiモビリティジャパン株式会社　取締役（現任） 2025年６月　当社　取締役（現任） 2025年11月　SB OAI Japan合同会社　CFO（現任） ＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 上村穣氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏がソフトバンク株式会社のCFO補佐かつグループ企業複数社の取締役であり、企業経営者として培った経験と高い見識を有するため、これを当社の経営における重要事項の決定及び業務執行の監督に生かすためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ BOLDLY株式会社　取締役 Cinarra Systems,Inc.　Director Cinarra Systems Japan株式会社　取締役 株式会社オファーズ　取締役 日本コンピュータービジョン株式会社　取締役 WWJ株式会社　取締役 ソフトバンク株式会社　CFO補佐 SynapSpark株式会社　取締役 SBエンジニアリング株式会社　取締役 DiDiモビリティジャパン株式会社　取締役 SB OAI Japan合同会社　CFO

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
5	ぱく　じゅんそん 朴　　焌　成 （1973年７月16日生） 所有する当社の株式数 －株	2001年５月　アクセンチュア株式会社　入社 2005年９月　Legend Capital Management Co., Ltd.　入社 2018年４月　Legend Capital Management Co., Ltd.　Managing Director 2018年６月　当社　取締役（現任） 2023年10月　Legend Capital Management Co., Ltd.　Co-CIO（現任） ＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 朴焌成氏を社外取締役候補者とした理由は、株主であるLegend Capital ManagementのCo-CIOであり、豊富な経験と幅広い知見を有しているため、当社の経営に生かすための助言提言を得るべく、社外取締役として選任するものであります。 ＜重要な兼職の状況＞ Legend Capital Co., Ltd.　Co-CIO（現任）

（注）１．各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。

２．上村穣氏及び朴焌成氏は、社外取締役候補者です。

３．上村穣氏及び朴焌成氏は、現任の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって以下のとおりであります。

上村　　穣　１年

朴　　焌成　８年

４．当社は、上村穣氏及び朴焌成氏との間で、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。各候補者の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。

５．当社は、当社役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。なお、各候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の機関設計が監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、また、それに伴い取締役全員が任期満了となります。

つきましては、第１号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
1	おだ　げんき 小田　玄紀 （1980年９月６日生） 所有する当社の株式数 －株	2002年８月　有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション代表取締役（現任） 2004年４月　フードディスカバリー株式会社　取締役経営戦略室室長 2011年１月　一般社団法人アショカジャパン　アショカ・アライアンス・パートナー 2012年６月　株式会社リミックスポイント　取締役 2016年３月　株式会社ビットポイント（現 株式会社ビットポイントジャパン）代表取締役副社長 2016年７月　株式会社リミックスポイント　代表取締役 2016年12月　株式会社ビットポイントジャパン　代表取締役社長 2022年６月　当社　取締役（現任） 2022年９月　SBIクリプトアセットホールディングス株式会社　代表取締役副会長 2023年６月　一般社団法人日本暗号資産取引業協会　代表理事（現任） 2023年７月　SBI Ripple Asia株式会社　取締役 2023年７月　SBI R3 Japan株式会社　取締役 2023年８月　JSMCホールディングス株式会社　取締役 2024年２月　B2C2 LTD　取締役 2026年５月　株式会社日本経済財政再生機構　代表取締役会長（現任） ＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 小田玄紀氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏の事業再生に関する豊富な経験、課題発見と解決策のセッティングにおける深い知見が、当社の事業拡大に寄与すると判断したためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ 有限会社ソーシャルベンチャーキャピタルアソシエーション　代表取締役 一般社団法人日本暗号資産取引業協会　代表理事 株式会社日本経済財政再生機構　代表取締役会長

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）
2	つのだ　こういち 角田　耕一 (1985年11月29日生) 所有する当社の株式数 －株	2011年２月　クレディ・スイス証券株式会社　入社 2014年１月　株式会社マナボ（現 SATT AI　ラボ株式会社）入社 2017年８月　株式会社ヤプリ　執行役員CFO 2018年４月　同社　取締役CFO 2022年６月　当社　取締役（現任） 2022年９月　株式会社INFORICH　取締役（現任） ＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 角田耕一氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、同氏の金融業界及び企業財務における経験・知見を、当社の企業価値の向上に活かせると判断したためであります。 ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社INFORICH　取締役
3	うえの　とおる 上野　亨 (1973年８月14日生) 所有する当社の株式数 －株	1997年４月　ソフトバンク株式会社（現 ソフトバンクグループ株式会社）入社 1999年５月　イー・トレード証券株式会社（現 株式会社SBI証券）転籍 2015年２月　株式会社うえる　代表取締役（現任） 2015年11月　当社　監査役（現任） 2016年５月　株式会社ハロネット（現 株式会社SFIDA X）　取締役 2016年８月　株式会社Payment Technology　代表取締役（現任） 2019年４月　株式会社ラフール　取締役（現任） 2020年３月　ベース株式会社　取締役（現任） 2023年１月　株式会社フォーシス アンド カンパニー　取締役（現任） 2025年４月　tocotoco株式会社　取締役（現任） ＜選任理由及び期待される役割の概要＞ 上野亨氏は、金融及び企業経営に関する専門的知見を有しております。同氏が、当社の経営全体を俯瞰する立場から、当社が抱える課題の本質を把握し、適時適切に意見表明や指導・監督ができると期待し、選任をお願いするものであります。 ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社うえる　代表取締役 株式会社Payment Technology　代表取締役 株式会社ラフール　取締役 ベース株式会社　取締役 株式会社フォーシス アンド カンパニー　取締役 tocotoco株式会社　取締役

（注）１．各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
２．小田玄紀氏、角田耕一氏及び上野亨氏は、社外取締役候補者です。
３．小田玄紀氏及び角田耕一氏は、現任の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって以下のとおりであります。
小田　玄紀　４年
角田　耕一　４年

4．上野亨氏は現任の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって10年７か月であります。
5．角田耕一氏の戸籍上の氏名は富本耕一であります。
6．当社は、小田玄紀氏、角田耕一氏及び上野亨氏との間で、それぞれ、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。各候補者の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定です。
7．当社は、当社役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為に起因して保険期間中に保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を、一定の条件の下に補填することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2020年6月26日開催の第６回定時株主総会において年額２億２千万円以内（うち社外取締役２千万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員以外の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、これまでの取締役の報酬等の額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億２千万円以内（うち社外取締役２千万円以内）とさせていただきたく存じます。取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものといたします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと５名（うち社外取締役２名）となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等決定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額２千万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

第６号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役三神正樹氏、監査役石井龍夫氏及び椎名茂氏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しており、相当であるものと判断しております。

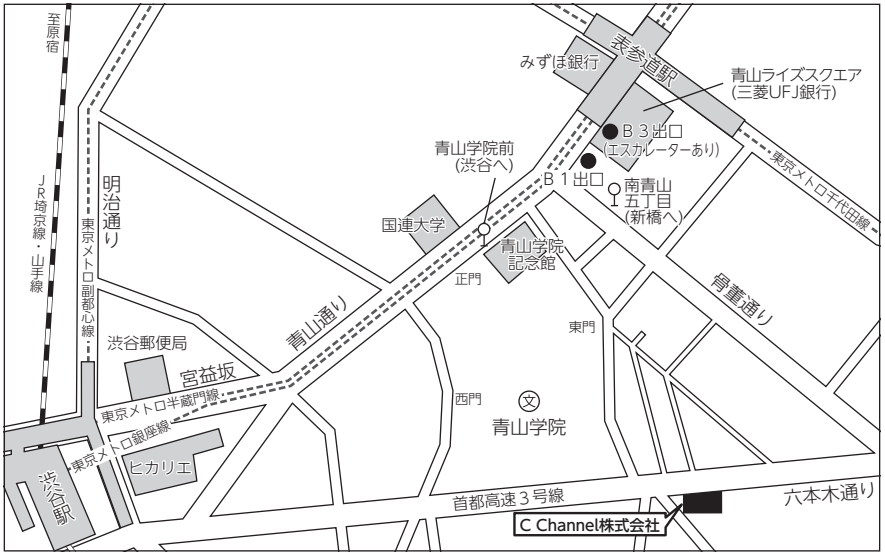
退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
三神　正樹	2022年6月　当社社外取締役（現任）
石井　龍夫	2017年6月　当社常勤監査役（現任）
椎名　　茂	2021年6月　当社非常勤監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区南青山七丁目１番５号
コラム南青山７階
TEL 03-6453-6893



交通　JR渋谷駅　東口より　　徒歩15分
東京メトロ 表参道駅　　徒歩９分
青山学院中等部前バス停すぐ

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。